

母子・父子自立支援プログラムの目標達成に向けて取り組むひとり親家庭の皆さんを応援！

ひとり親家庭住宅支援資金貸付のご案内

神戸市では、就労を通じた自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親家庭の方々に対し、住居の借り上げに必要な資金について、償還免除付きの無利子貸付を実施します。※給付金ではありません。

ポイント

貸付額 入居している住宅の家賃実費（月額上限 **7** 万円）

貸付期間 上限 **12** か月

利子 **無利子**

返還免除 就労に向けて意欲的に取り組み、1年以内に安定的な就労につながった場合は、1年間の就労継続後に、償還を一括して**免除**



対象者

次の全ての要件を満たすひとり親家庭が対象です。

	対象要件
☐	神戸市内に居住している（住民登録をしている）方
☐	児童扶養手当の支給を受けている方又は、所得が児童扶養手当支給水準の世帯 ※所得が児童扶養手当支給水準を超過して1年以内の世帯は対象となります。
☐	神戸市で母子父子自立支援プログラムの策定を受けて、自立に向けて意欲的に取り組んでいる方 ※母子・父子自立支援プログラムは、就業相談（対面による相談）の中で就業相談員が、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等についてお聞きし、策定する個別の支援メニューのこと。
☐	生活保護を受給していない方
☐	【ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金を受給中の場合のみ】 残りの修業年限が1年以下である方

貸付内容

貸付額	用途
月額 7 万円以内	入居している住宅の家賃の実費（管理費、共益費含む）

- ・駐車場代、光熱水費、入居・更新時の費用（敷金、礼金、更新料等）等は含みません。
- ・持ち家の場合は、貸付の対象外です。
- ・他の支援制度（住居確保給付金、ひとり親世帯家賃補助制度）をご利用の場合は、家賃から他の支援制度による支給額を除いた額が、貸付上限額となります。

お問い合わせ先

【母子父子自立支援プログラム策定について】

神戸市ひとり親家庭支援センター

TEL：078-341-4532（月～金 10：00～17：00）

就業相談は、神戸市ひとり親家庭支援センターや各区役所・支所等で行っています。詳細は、右記ホームページをご覧ください。相談予約をお願いします。



【貸付に関すること】

神戸市ひとり親家庭住宅支援資金貸付窓口

TEL：050-5444-8411（月火木金 10：00～16：45）

Eメール：kobe-hitorioyashien@os.persol-bd.co.jp

※本事業は、パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社への委託事業です。

貸付期間	状況	期間
	現在住宅を賃借している方	申請月の家賃相当額から <u>12か月</u>
	新たに住宅を賃借する方	賃貸借契約の初期費用の家賃の翌月の家賃相当額から <u>12か月</u>

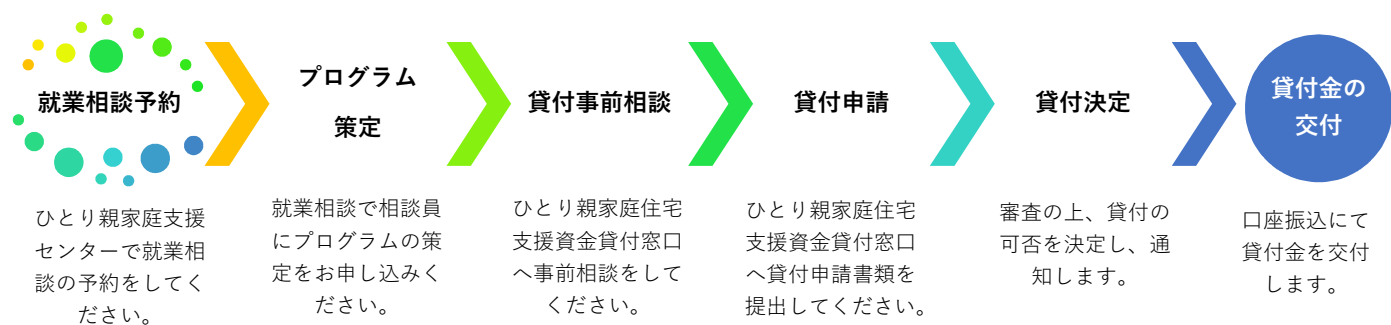
※貸付中に就職が決まった場合でも、上限（12ヶ月）の範囲内で貸付が可能です。

申請期限	母子父子自立支援プログラム策定をした日から 半年以内
------	-----------------------------------

利子	無利子 ※返還期日を過ぎた場合は、年3%の割合で計算した延滞金が増算されます。
----	---

連帯保証人	原則連帯保証人1名が必要です。 ・連帯保証人は、貸付を受けた方と連帯して債務（延滞金を含む）を負担していただきます。 ・原則として、貸付を受けた方とは別居・別生計で、住民税の所得割が課税されているなど、安定した収入がある方を連帯保証人としてください。 ・申請者が未成年の場合は、法定代理人（親権者又は後見人）を連帯保証人とします。
-------	---

利用の流れ	貸付を希望される方は、母子・父子自立支援プログラム策定日から6か月以内に、申請書類一式を神戸市ひとり親家庭住宅支援資金窓口へ提出してください。 ※申請書類は、 事前予約の上、ご持参 いただいておりますので、ご了承ください。
-------	---



資金の交付	貸付金の交付については、原則口座振替で行います。 初回申請の際は、借用書を受領後、約1か月以内の支払いを予定しています。 継続交付は、下記のとおり支払いを予定していますが、継続交付のためには、報告締切日までに、求職活動報告書又は給与明細書の提出、家賃を支払っていることが分かる書類を提出していただく必要があります。
-------	---

交付日	交付内容	報告締切日	報告する月
5月末日	4～6月分	4月7日	1・2・3月分
7月末日	7～9月分	7月7日	4・5・6月分
10月末日	10～12月分	10月7日	7・8・9月分
1月末日	1～3月分	1月7日	10・11・12月分

※交付日が土日祝日の場合は、翌営業日の振込となります。

※報告締切日が土日祝日の場合は、提出先に、直前の営業日必着でお願いします。

免除の条件	貸付決定時	免除の条件
	就業していない	貸付決定日から1年以内に就職し、1年間引き続き就業を継続したとき
	就業している	貸付決定日から1年以内にプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間引き続き就業を継続したとき